

令和6年3月1日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

## 目 次

ページ

|      |   |    |
|------|---|----|
| I    | 本庁機関の再編について                               | 1  |
| II   | 建設業課及び住宅営繕事務所の執務室の移転について                  | 2  |
| III  | 神奈川県建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画の策定案について    | 3  |
| IV   | 神奈川版ライドシェア（案）の検討状況について                    | 6  |
| V    | 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県土整備局所管条例の見直し結果について | 9  |
| VI   | 一級河川矢上川地下調節池トンネル本体 I 期工事請負契約の変更について       | 11 |
| VII  | 盛土規制法の施行に伴う取組について                         | 13 |
| VIII | 神奈川県高齢者居住安定確保計画の改定案について                   | 15 |
| IX   | 神奈川県県営住宅 健康団地推進計画の改定案について                 | 18 |
| X    | 建築計画概要書閲覧・交付システム導入に伴う条例改正について             | 22 |

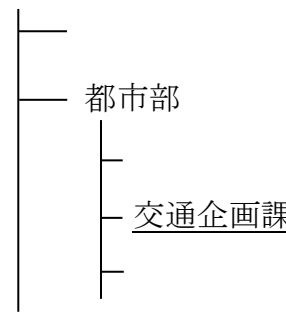
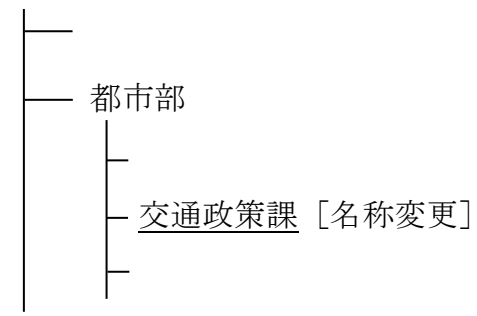
## I 本庁機関の再編について

令和6年度に向け、次のとおり組織再編を実施する。

### 1 再編の内容

交通企画課の名称変更

鉄道やバス交通等に関する従来の交通施策に加え、ライドシェアや海上交通などの新たな取組を含む交通政策全般を推進する所属であることを表すため、交通企画課の名称を交通政策課に変更する。

| 現 行  | 再編後  |
|--|--|
| <p>【県土整備局】</p>  <pre>graph TD; A["【県土整備局】"] --- B["都市部"]; B --- C["交通企画課"]</pre> | <p>【県土整備局】</p>  <pre>graph TD; A["【県土整備局】"] --- B["都市部"]; B --- C["交通政策課 [名称変更]"]</pre> |

### 2 再編の時期

令和6年4月1日

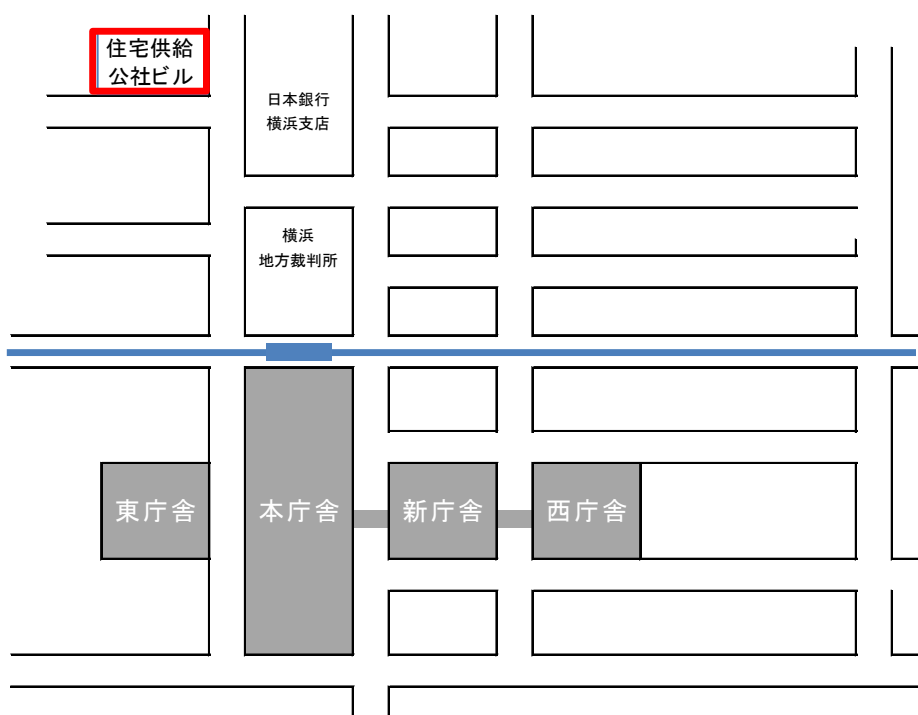
## II 建設業課及び住宅営繕事務所の執務室の移転について

総務局では、令和6年度に県庁や横浜駅周辺庁舎の県機関の執務室の再配置を予定しており、県土整備局 建設業課及び住宅営繕事務所の執務室が次のとおり移転することとなったので報告する。

### 1 執務室の移転先

|         | 現在                     | 移転先          |
|---------|------------------------|--------------|
| 建設業課    | 本室：横浜合同庁舎<br>分室：県民センター | 神奈川県住宅供給公社ビル |
| 住宅営繕事務所 | 横浜西合同庁舎                |              |

神奈川県住宅供給公社ビル  
(横浜市中区日本大通33)



### 2 移転時期

- 令和6年度後半

### Ⅲ 神奈川県建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画の策定案について

#### 1 策定の趣旨

建設業においては、重大な労働災害が数多く発生していることから、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（略称「建設職人基本法）」が制定され、都道府県は、この法律に基づく国の基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めるとされている。

そこで、本県における基本的な方針と取組の方向性を示すため、計画を策定する。

#### 2 策定に向けたこれまでの取組

|                    |  |
|--------------------|--|
| 令和4年7月～            | 神奈川県労働局、庁内関係部局が参加する「計画策定検討会」で検討を実施（8回）<br>建設業団体等への意見聴取（2回） |
| 令和5年12月            | 第3回県議会定例会（後半）に策定素案を報告                                      |
| 令和5年12月<br>～令和6年1月 | 策定素案に対する県民意見募集   |
| 令和6年2月             | 県民意見等を反映した策定案の取りまとめ  |

#### 3 県民意見募集

##### (1) 募集状況

策定素案を県民などに公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき意見を募集した。

| 時期              | 実施方法                                |
|-----------------|-------------------------------------|
| 令和5年12月18日<br>～ | ア 県政情報センターなどで冊子を配架<br>イ 県のホームページへ掲載 |
| 令和6年1月17日       | ウ 建設関係団体への周知                        |

##### (2) 反映状況（意見総数28件）

- A 策定案に反映した（している）意見・・・・・・・・・・ 5件
- B 策定案に反映していないが、他の施策の中で取り組んでいる意見・・・・・・・・・・ 0件
- C 今後の計画推進の中で参考にする意見・・・・・・・・・・ 18件

- D 策定案に反映できない意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件
- E その他（質問、感想等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5件

(3) 主な意見

- A 策定案に反映した（している）意見
  - ・ 関係団体が行う教育・啓発を支援するという趣旨を加えることを求める。
- C 今後の計画推進の中で参考にする意見
  - ・ 県民に対する理解促進の取組を行うという趣旨を加えることを求める。
- E その他（質問、感想等）
  - ・ 行政が積極的な役割をもって取り組むことの必要性、重要性が示されており、評価する。

4 策定案の概要（別添参考資料1参照）

(1) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

- ア 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備
- イ 一人親方等への対処の必要性
- ウ 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

(2) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

- ア 請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金や工期等の設定
- イ 設計、施工等の各段階における措置
- ウ 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上
- エ 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

(3) 総合的かつ計画的に講ずべき施策や具体的な取組

- ア 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
- イ 責任体制の明確化
- ウ 建設工事の現場における措置の統一的な実施
- エ 建設工事の現場の安全性の点検等
- オ 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発
- カ 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
- キ 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

ク 健康確保対策の強化

ケ 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善

コ 施策等の推進状況の点検と神奈川県計画の見直し

5 今後の予定

令和6年3月 「神奈川県建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画」の策定・公表

## IV 神奈川県ライドシェア（案）の検討状況について

### 1 これまでの経緯

県は、神奈川県ライドシェア検討会議（以下「会議」という。）を設置し、夜間の時間帯にタクシー不足が生じている三浦市域において、具体的な検討を進め、法制度や実証実験の概要などを整理してきた。

### 2 法制度の整理

道路運送法では、一般のドライバーが自家用車を利用して有償で旅客を運送することは認められておらず、同法第 78 条では一部例外規定が示されているが、現行法では神奈川県ライドシェアは実施できない。

### 3 法制度に係る県の動き

神奈川県ライドシェア実施に向け法制度を整理した結果、課題となる次の 3 項目について、令和 5 年 12 月 13 日に県から国に要望した。

- ・実施主体をタクシー会社とすること
- ・地域や時間帯によりタクシー不足が生じた場合に実施できること
- ・上記の実施にあたり料金がタクシー料金と同額程度にできること

### 4 法制度に係る国の動き

令和 5 年 12 月 26 日の規制改革推進会議の中間答申では、県が要望した 3 項目すべてが反映され、道路運送法第 78 条第 3 号に基づき、令和 6 年 4 月から、神奈川県ライドシェアの実施が可能となった。

また、同法第 78 条第 2 号の適用対象となる交通空白地に、夜間など時間帯の概念も認められることとなり、同制度を活用した三浦市主体の実証実験が可能となった。

### 5 実証実験の実施について

令和 6 年 2 月 1 日に開催した第 3 回会議では、令和 6 年度に、三浦市主体の実証実験を行い、需要や運用面での課題を検証することについて、関係者の了承をいただいた。



(1) 実証実験（案）の概要

| 項目        | 内容                             |
|-----------|--------------------------------|
| 出発地、時間帯   | 三浦市内、19時から25時                  |
| 利用者       | 制限なし（専用アプリに登録）                 |
| ドライバー及び車両 | 三浦市在住者及び在勤者の自家用車<br>(20名程度を想定) |
| 料金        | タクシーと同額程度を想定                   |
| 実施期間      | 8か月程度<br>(令和6年4月中の開始を目指す)      |

(2) 県・市の負担で実施する安全対策等

| 項目   | 内容           |  |
|------|--------------|--|
| 安全対策 | 運行管理<br>整備管理 | タクシー会社が、運転前点呼等の運行管理や<br>日常点検等の整備管理を遠隔で実施       |
|      | 車両設備         | 運行管理者がリアルタイムで状況確認を行えるドライ<br>ブレコーダー、車内カメラ等を設置   |
|      | アプリ          | 配車管理、料金確定、事前決済、ドライバー評価等                        |
| その他  | 保険           | 既存の交通空白地有償運送制度保険に加入                            |
|      | 効果検証         | アプリによる配車実績に基づく、利用実績の把握や本格<br>実施に向けた継続性、改善策の検討等 |

(3) 県、市やタクシー会社の役割

| 主体            | 役割  |
|---------------|---|
| 三浦市<br>【実施主体】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域公共交通会議の開催、交通空白地有償運送の登録</li> <li>・ タクシー会社への委託（運行管理・整備管理等）</li> <li>・ 保険の加入、ドライバー募集</li> </ul> |
| タクシー会社        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行管理・整備管理、アプリによる配車</li> <li>・ ドライブレコーダー、車内カメラの設置</li> <li>・ ドライバー教育、事故時の現場対応・苦情対応</li> </ul>   |
| 神奈川県          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の開催</li> <li>・ 調査・調整（法制度・アプリ・保険・設備等）</li> <li>・ PR・効果検証</li> </ul>                           |

## 6 現在の検討状況

### (1) アプリの検討

- ・県としてアプリに求める機能の検討・仕様を整理
- ・4月から限定的に解禁される、タクシー会社が主体のライドシェアに対応したアプリを開発している事業者と仕様について調整

### (2) 保険の検討

- ・実証実験は、既存の交通空白地有償運送制度保険で対応
- ・現在、各社の補償内容を比較検討
- ・本格実施に必要な保険は、保険会社の開発動向等を注視しながら検討する

## 7 今後の進め方

引き続き、関係者と連携し実証実験の準備を進め、令和6年4月中の実証実験の開始を目指す。

- 令和5年度
- ・三浦市地域公共交通会議の開催  
(第一回：2月16日、第二回：3月下旬予定)
  - ・アプリ事業者との調整 等
  - ・ドライバー募集（2月21日から3月13日）
- 令和6年度
- ・実証実験の実施（4月中の開始を目指す）

(参考) 神奈川版ライドシェアと規制緩和による法制度の変更点

|      | 神奈川版<br>ライドシェア        | 道路運送法第78条第2号<br>交通空白地有償運送                      | 道路運送法第78条第3号<br>(公共の福祉を確保するためやむを得ない場合) |
|------|-----------------------|--|--|
| 実施主体 | タクシー会社<br>(実証実験時は三浦市) | 市町村<br>NPO法人等                                  | <u>タクシー会社</u>                          |
| 対象地域 | 地域・時間帯限定              | 交通空白地(過疎地域等)<br>に <u>夜間など時間帯の<br/>概念を取込み拡大</u> | <u>地域・時期・時間帯限定</u>                     |
| 料金   | タクシー料金と<br>同額程度       | 実費の範囲  | <u>タクシー料金と同額</u>                       |

※下線部が中間答申による変更点

## V 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県土整備局所管条例の見直し結果について

### 1 条例の見直しについて

本県では、県の条例の適時性を確保するため、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき、一定期間ごとに各条例の見直し作業を行っている。

県土整備局が所管している条例のうち、令和6年3月31日までに見直しを行う必要がある「高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」について、見直し作業が終了したため、結果を報告する。

### 2 条例の見直しの結果

|       |  |
|-------|--|
| 条例名   | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 |
| 見直し結果 | 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 |

### 3 見直し結果の公表

見直し結果については、本建設・企業常任委員会に報告後、県ホームページで公表する。

見直し結果概要

|        |  |   |
|--------|--|---|
| 条例名    | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例   |   |
| 概要     | 本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項※ <sub>1</sub> で規定する「移動等円滑化のために必要な特定公園施設※ <sub>2</sub> の設置に関する基準」を定めている。 |   |
| 見直しの視点 | 必要性  | 県立都市公園では、少子高齢化の進展や「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定等の社会状況の変化を踏まえ、ユニバーサルデザイン化の推進などに取り組んでいる。<br>本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な基準を定めており、引き続き、必要な条例である。 |
|        | 有効性  | 本条例の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性並びに安全性の向上を図るための取組が着実に進捗しており、有効に機能している。   |
|        | 効率性  | 本条例で規定する特定公園施設の基準は、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」等を参酌して定めており、必要最低限なものといえる。  |
|        | 基本方針適合性  | 本条例は、「かながわグランドデザイン」の政策分野「健康・福祉」の主要施策である「県立都市公園のユニバーサルデザイン化の推進」に適合している。  |
|        | 適法性  | 本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、移動等円滑化のために必要な設置基準が規定されていることから、条例の目的に照らして合理的なものであり、憲法や法令に抵触しないものである。  |
|        | 結論   | 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。  |

※<sub>1</sub> 法第13条第1項

公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準に適合させなければならない。

※<sub>2</sub> 特定公園施設

①園路及び広場、②屋根付広場、③休憩所及び管理事務所、④野外劇場及び野外音楽堂、⑤駐車場、⑥便所、⑦水飲場及び手洗場、⑧掲示板及び標識

## VI 一級河川矢上川地下調節池トンネル本体 I 期工事請負契約の変更について

### 1 概要

一級河川矢上川地下調節池のトンネル本体 I 期工事について、令和 4 年10月14日定県第79号議案の議決をもって契約を締結し、工事を進めており、このたび、工事請負契約の変更について専決処分を行った。

### 2 工事内容

- (1) 工 事 名：一級河川矢上川地下調節池トンネル本体 I 期工事
- (2) 工 事 場 所：一級河川 矢上川 川崎市宮前区梶ヶ谷地先他
- (3) 工 期：令和 4 年10月14日から令和 9 年 9 月30日まで
- (4) 請負契約金額：16,995,000,000円
- (5) 工 事 概 要：シールドトンネル工 延長2.026km
- (6) 請負契約者名：大成・大豊・土志田特定建設工事共同事業体  
代表者 大成建設株式会社横浜支店  
常務執行役員支店長 江島 明

### 3 工事の進捗状況

現在、トンネルの掘削に用いるシールドマシンやセグメントを工場で作成中であり、また、現場においては、トンネル掘削に向けた仮設工事を進めている。

### 4 契約変更の内容

学識経験者等で構成され、トンネル工事の安全施工に係る技術的検討を行う「矢上川地下調節池施工技術検討会」の意見等を踏まえ、シールドマシンの仕様、ボーリング調査箇所追加、仮設ヤード土留壁の施工方法等についての変更

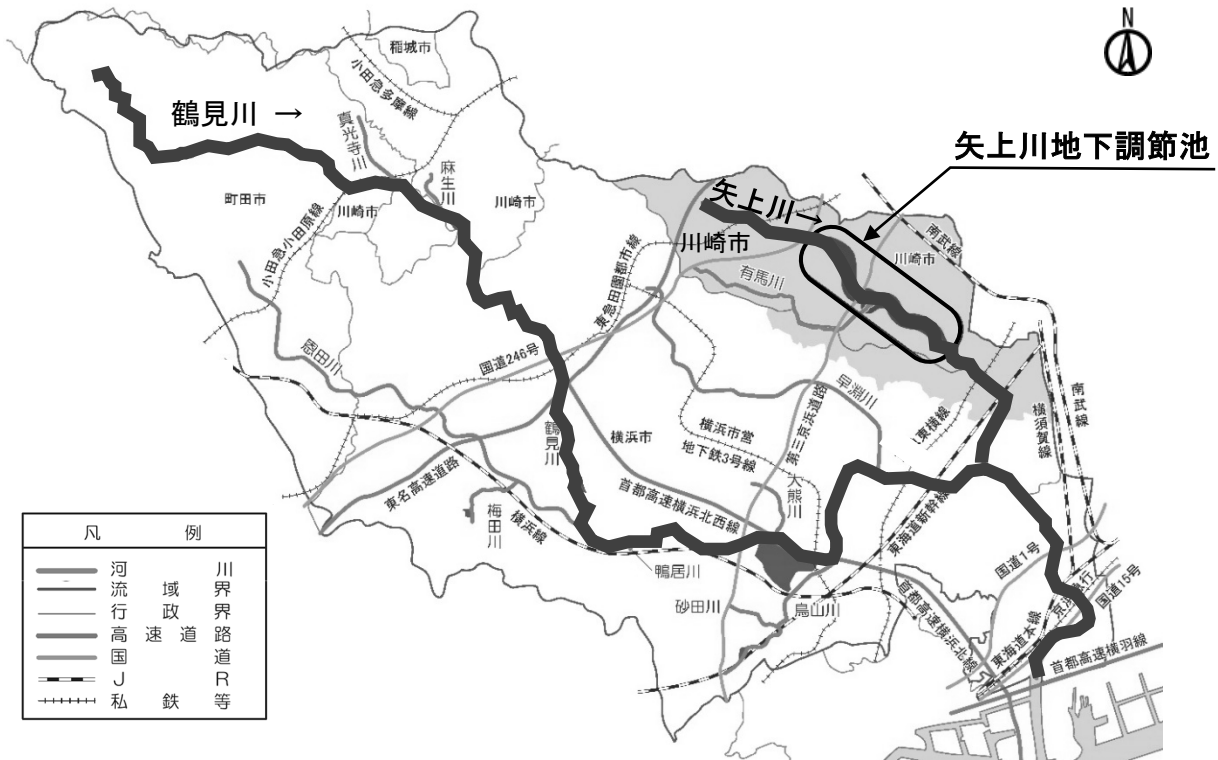
＜変更請負契約金額＞ 17,409,109,300円（414,109,300円の増額）

### 5 今後の予定

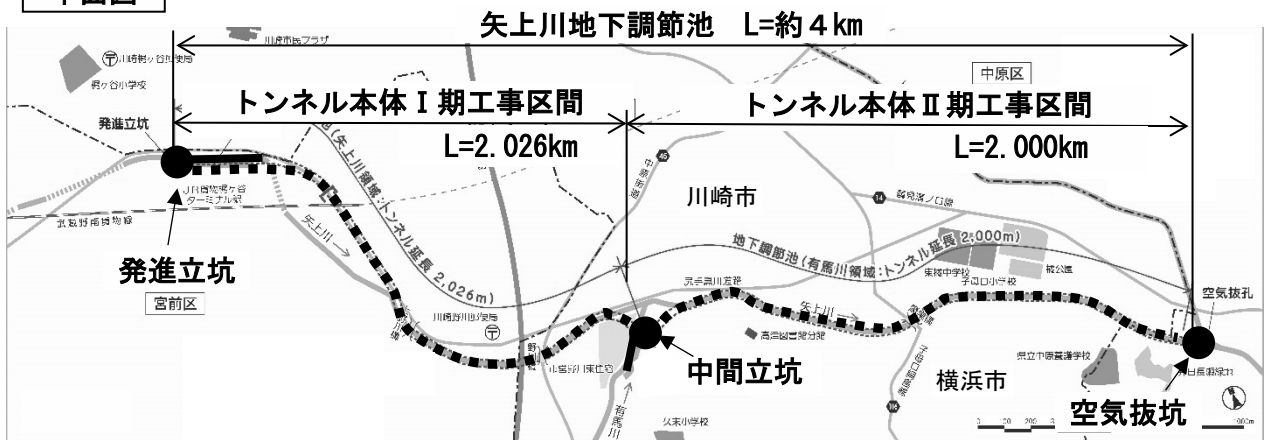
|                     |                             |
|---------------------|-----------------------------|
| 令和 6 年 5 月頃         | シールドマシン製作完了                 |
| 令和 6 年 6 月～7 年 2 月頃 | シールドマシン組立・据付、トンネル掘削に必要な設備工事 |
| 令和 7 年 3 月頃         | トンネル本体掘削開始                  |
| 令和 9 年 9 月          | トンネル本体 I 期工事完成              |
| 令和12年度              | トンネル本体 I 期工事区間暫定供用開始        |

# 矢上川地下調節池の概要

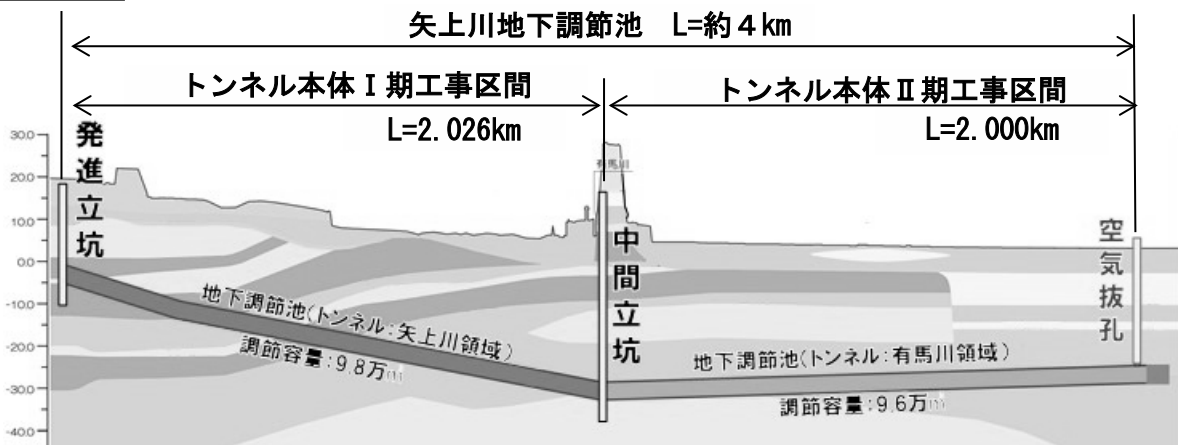
## 位置図



## 平面図



## 縦断面図



## Ⅶ 盛土規制法の施行に伴う取組について

### 1 盛土規制法の概要

#### (1) 経緯

令和3年7月に発生した静岡県熱海市での土石流災害を受け、国は、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）を令和5年5月に施行した。

#### (2) 法改正の主なポイント

ア 都道府県等が基礎調査を実施し、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる区域を、関係市町村の意見を聴いた上で、規制区域（宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域）として指定する。

イ 規制区域内で行われる盛土等については、都道府県知事等の許可等が必要となった。

ウ 規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等が盛土等を安全な状態に維持する責務を負うなど、責任の所在を明確化した。

エ 命令違反等に対する抑止力として機能するよう、罰則を高い水準に強化した。

### 2 これまでの取組

#### (1) 規制区域の指定に向けた基礎調査の実施

県は、宅地造成等規制法の経過措置が終了する令和7年5月までの規制区域指定に向け、県内全域（政令市・中核市を除く29市町村）で基礎調査を行っている。

#### (2) 関係条例の制定等の検討

盛土規制法では、都道府県等は盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合、許可対象規模等について、条例による規制強化が可能であるため、条例制定の検討を行っている。

また、盛土規制法に基づく規制区域の指定を受け、同法と神奈川県土砂の適正処理に関する条例について、重複する規定が生じるため、同条例の改正の検討を行っている。

#### (3) 市町村との調整

県と県内全市町村で構成する盛土対策連絡会議を通じて、盛土規制

法の施行に向けた意見交換を行っている。

### 3 今後の取組

#### (1) 規制区域の指定

基礎調査結果（規制区域の候補区域）を公表し、市町村への意見聴取や県民等への周知を経て、令和7年5月までに規制区域の告示を行う。

#### (2) 関係条例の制定及び改正

盛土規制法の施行に伴い、関係条例の制定及び改正を行う。

##### ア 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（仮称）の制定

本県における盛土等に伴う災害リスクを検証の上、規制を強化するため、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（仮称）を新たに制定する。

##### イ 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の改正

盛土規制法に基づく規制区域の指定を受け、同法と重複する規定を廃止するため、神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する。

##### ウ その他条例の改正

盛土規制法の施行及び神奈川県土砂の適正処理に関する条例の改正に伴い、その他関連条例について所要の改正を行う。

#### (3) 関係市町との調整

関係市町の土砂条例等についても所要の改正が必要なため、改正内容や施行時期等について、関係市町と調整を図っていく。

また、県とともに盛土規制法の施行主体となる政令指令都市・中核市と、規制区域の指定時期や許可基準等について、具体的な調整を図っていく。

### 4 今後の予定

|        |   |
|--------|---|
| 令和6年春頃 | 基礎調査結果（規制区域の候補区域）の公表                    |
| 令和6年6月 | 第2回県議会定例会建設・企業常任委員会に、関係条例制定案及び改正案の概要を報告 |
| 令和6年9月 | 第3回県議会定例会に、関係条例制定案及び改正案を提案              |
| 令和7年春頃 | 規制区域の告示及び上記条例の施行                        |



## VIII 神奈川県高齢者居住安定確保計画の改定案について

### 1 計画の概要

神奈川県高齢者居住安定確保計画は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく法定計画として、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、住宅施策と福祉施策の一体的な取組等を定めたもので、原則として5年ごとに見直しを行うこととしており、平成23年4月に策定後、これまで2回の改定を行っている。

### 2 改定の趣旨

前回の改定（平成31年）から5年が経過したため、この間の高齢単身世帯や空き家の増加などの社会環境の変化等を踏まえて見直しを行う。

### 3 改定に向けたこれまでの取組

令和4年10月～

学識経験者等への意見聴取（5回）

令和5年11月

関係市町村や庁内関係部局への意見照会

令和5年12月

第3回県議会定例会建設・企業常任委員会及び厚生常任委員会に改定素案を報告

令和5年12月

～令和6年1月

改定素案に対する県民意見募集の実施

令和6年2月

県民意見を反映した改定案の取りまとめ  
市町村と法定協議

### 4 県民意見募集

#### (1) 募集状況

改定素案を県民等に公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき意見を募集した。

| 時期                           | 実施方法   |
|------------------------------|--|
| 令和5年12月18日<br>～<br>令和6年1月17日 | ア 県政情報センターなどで冊子を配架<br>イ 県のホームページへの掲載<br>ウ 県のたより1月号への掲載<br>エ 関連団体への情報提供 |

(2) 反映状況（意見総数6件）

- A 改定案に反映した（している）意見 . . . . . 5件
- B 今後の計画推進の中で参考にする意見 . . . . . 0件
- C 改定案に反映できない意見 . . . . . 0件
- D その他（質問、感想等） . . . . . 1件

(3) 主な意見

- A 改定案に反映した（している）意見
  - ・高齢者を取り巻く課題と施策の関連性にわかりにくい箇所がある。
  - ・相談体制のイメージ図がわかりにくい。 等
- D その他（質問、感想など）
  - ・フロー図や相談窓口の一覧等があり、読みやすい。

5 改定案の概要（別添参考資料2参照）

(1) 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10年間

(2) 基本理念

人生100歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる「いのち輝く住まいまちづくり」の実現

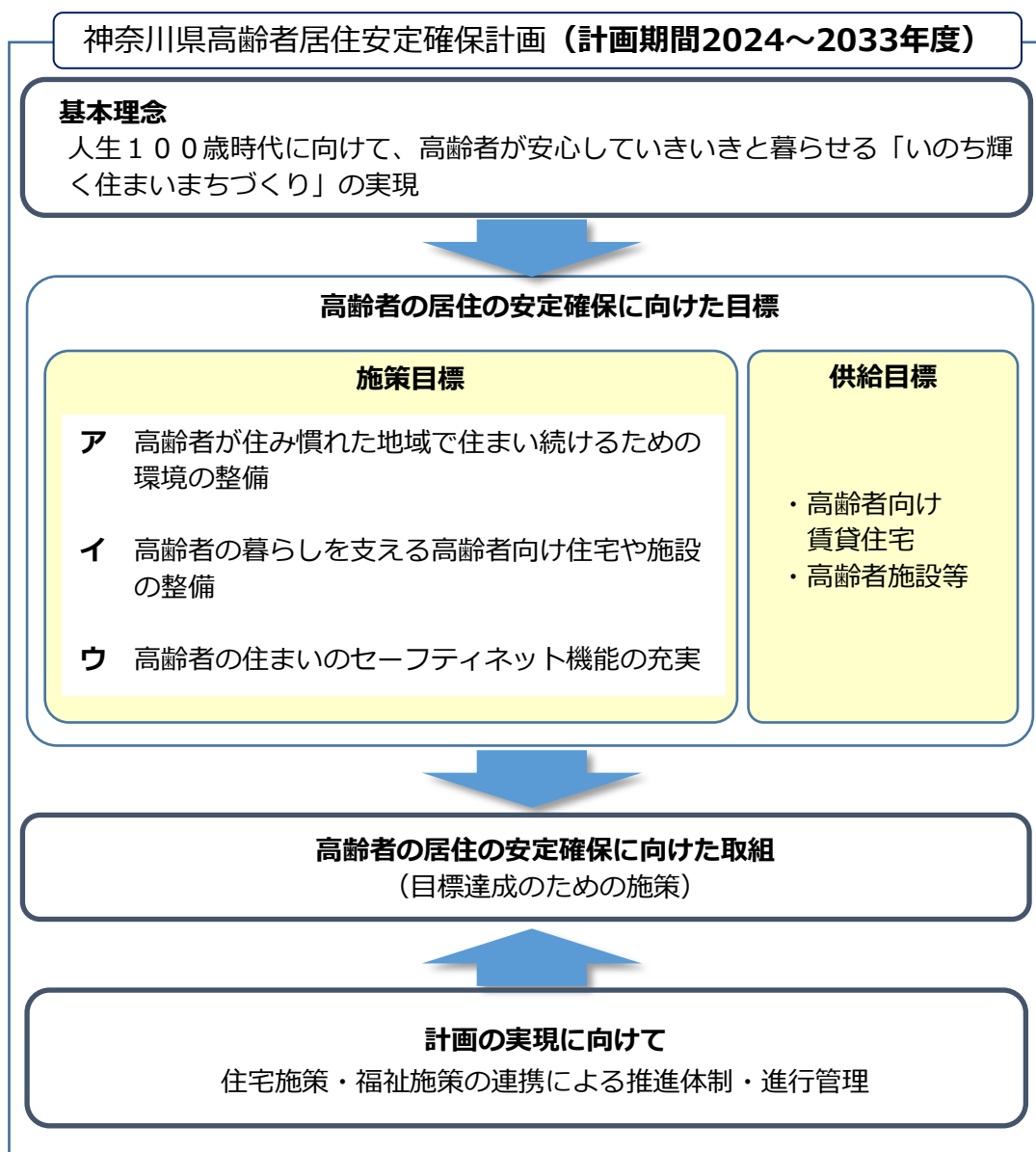
(3) 高齢者の居住の安定確保に向けた施策目標

- ア 高齢者が住み慣れた地域で住まい続けるための環境の整備
  - ・高齢期における住まい・住み替えに関する相談体制の充実
  - ・多世代居住のまちづくりの推進 など
- イ 高齢者の暮らしを支える高齢者向け住宅や施設の整備
  - ・サービス付き高齢者向け住宅の供給及び適正管理の促進
  - ・介護保健施設の計画的な整備 など
- ウ 高齢者の住まいのセーフティネット機能の充実
  - ・セーフティネット住宅の確保と供給の促進
  - ・居住支援コーディネーターの養成 など

6 今後の予定

令和6年3月 「神奈川県高齢者居住安定確保計画」の改定・公表

神奈川県高齢者居住安定確保計画の構成



## IX 神奈川県県営住宅 健康団地推進計画の改定案について

### 1 計画の概要

「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」は、すべての県営住宅を地域に開かれた、だれもが健康で安心していきいきと生活できる健康団地へと再生していくため、施設整備（ハード）と居住支援（ソフト）の両面にわたる推進すべき施策を定めたもので、平成31年3月に策定し、原則として5年ごとに見直しを行うこととしている。

### 2 改定の趣旨

当初策定から5年が経過したため、この間の脱炭素社会の実現に向けた取組、急速な技術革新への対応などの社会環境の変化等を踏まえて見直しを行う。

### 3 改定に向けたこれまでの取組

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 令和4年10月～                     | 学識経験者等への意見聴取（5回）                        |
| 令和5年10月                      | 関係市町や庁内関係部局への意見照会                       |
| 令和5年12月                      | 第3回県議会定例会建設・企業常任委員会に改定素案を報告             |
| 令和5年12月<br>～令和6年1月<br>令和6年2月 | 改定素案に対する県民意見募集の実施<br>県民意見を反映した改定案の取りまとめ |

### 4 県民意見募集

#### (1) 募集状況

改定素案を県民等に公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき意見を募集した。

| 時期                           | 実施方法   |
|------------------------------|--|
| 令和5年12月18日<br>～<br>令和6年1月17日 | ア 県政情報センターなどで冊子を配架<br>イ 県のホームページへの掲載<br>ウ 県のたより1月号への掲載<br>エ 関連団体への情報提供 |

(2) 反映状況（意見総数15件）

- A 改定案に反映した（している）意見 . . . . . 12件
- B 今後の計画推進の中で参考にする意見 . . . . . 3件
- C 改定案に反映できない意見 . . . . . 0件
- D その他（質問、感想等） . . . . . 0件

(3) 主な意見

- A 改定案に反映した（している）意見
  - ・ すべての県営団地で健康団地の取組を進めてもらいたい。
  - ・ 今後の大地震の発生に備えて、老朽化した団地の建替えを早く進めてほしい。
- B 今後の計画推進の中で参考にする意見
  - ・ ごみ捨てなどのルールやマナーを守らない外国籍の入居者に対して、言葉が通じないので県から指導をしてほしい。

5 改定案の概要（別添参考資料3参照）

(1) 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10年間

(2) 基本方針

だれもが健康で安心していきいきと生活できる「健康団地」への再生

(3) 施策展開の方向

ア 住宅セーフティネット機能の強化

県営住宅は、住宅セーフティネットの中核としての役割を担っており、今後も需要が見込まれていることから、現状の約4万5千戸を維持し、多様化する住宅困窮者の入居促進に取り組む。

イ 建替えの推進と適切な維持管理

建替えにより、県営住宅のバリアフリー化や居住性能の向上とともに、太陽光発電設備の設置などによる脱炭素化に取り組む。

また、建物の点検にドローンなどの先端技術を活用し、適切な維持管理に取り組む。

ウ 健康づくり、コミュニティづくりと居住支援

建替えなどにより、健康づくり、コミュニティづくりの拠点等の整備を進め、コミュニティ活動の活性化を図る。また、入居者が健康で安心して生活するための居住支援に取り組む。

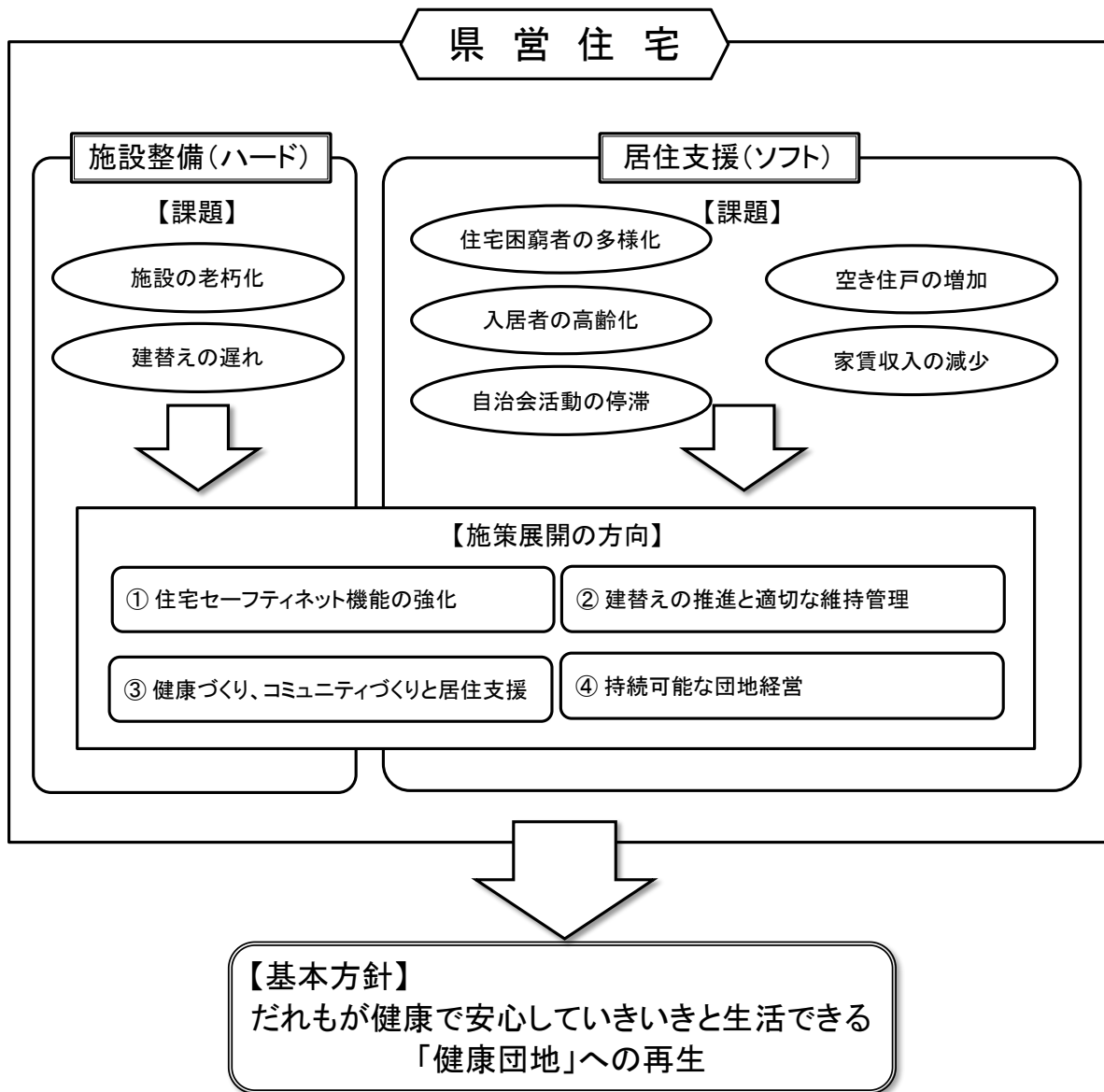
エ 持続可能な団地経営

建替えなどで生じた余剰地の売却収入、建替え後の家賃収入の増加などによって、持続可能な団地経営を実現する。

6 今後の予定

令和6年3月 「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」の改定・公表

### 神奈川県県営住宅 健康団地推進計画の概念図



## X 建築計画概要書閲覧・交付システム導入に伴う条例改正について

### 1 建築計画概要書閲覧・交付の現状と課題

建築確認が行われた建物の情報が記載されている建築計画概要書については、現在、5つの土木事務所で閲覧又は写しの交付が行われているが、宅地建物取引業法における「重要事項の説明等」の参考書類になることもあり、年々交付件数が増加している。

建築計画概要書の閲覧又は写しの交付は、申請者から物件住所や建築年を聴取し、地図上で建築物を特定した上で、該当書類を準備するなど、1件あたりの処理に一定の時間を要している。

また、写しの交付に当たっては、交付手数料の納付に必要な収入証紙の購入を求めるなど、利便性の向上が課題となっている。

### 2 課題の対応策

建築計画概要書の閲覧・交付に係る課題を解決するため、現在、「建築計画概要書閲覧・交付システム」の開発を進めており、令和6年秋にシステム利用開始を予定している。

このシステムでは、申請者が自らの操作により閲覧したり、写しを取得し、交付手数料も収入証紙ではなく、現金やクレジットカード等で納付するなど、手続に要する時間の大幅な短縮と利便性向上を図る。

### 3 収入証紙に関する条例の改正について

システム稼働に伴い、交付手数料の納付に収入証紙を利用しないため、収入証紙に関する条例に規定されている、「収入証紙により徴収する手数料」から「建築計画概要書の写しの交付手数料」を削除する。

### 4 今後の予定

令和6年6月 第2回県議会定例会に条例改正議案を提出  
令和6年10月 施行